

Pep Up検認機能 (被扶養者調査)からの回答

① Pep Upへログイン、検認メニューにアクセス

Pep Upにログインし、「検認（扶養者調査）」メニューにアクセスします

HOME (PC)

HOME - メニュー (スマホWEB)

その他 (スマホアプリ)

pepUp

検認 太郎
健康年齢 : -歳
Pepポイント : 3000 pt

あなたの現在の健康状態
正常です

ホーム
わたしの健康状態
医療費・給付金
アクティビティ
健康記事
日々の記録
Pepポイント

検認(扶養者調査)

健康からのお知らせ

目標60万歩！
ウォーキングラリー
2016年10月1日開始

平成〇〇年度健康診断を早めに受けて特典をもらいましょう
直営健診センターの予約が集中し予...

ウォーキングラリー開催のお知らせ
ご案内 HDP健康保険組合では、...

おすすめの記事

【健康豆知識】減塩生活度チェック！
3pt

【健康豆知識】HDL（善玉）コレステロール
3pt

本当に怖い、女性の「やせ神話」……。若い時からのカルシウム。

pepUp

デモユーザ さんとしてログイン中

ホーム 医療費・給付金 アクティビティ 健康記事
日々の記録 Pepポイント 健康状態
よくある質問 設定 ログアウト

検認(扶養者調査)

メニュー

健康からのお知らせ
ただいま、健康からのお知らせはありません。

おすすめの記事

【健康豆知識】清涼飲料水にご注意！
3 pt

その他

アカウント設定 >
言語設定 (language) >
お知らせ設定 >
外部サービス連携 >
各種申請 >
検認(扶養者調査) >
レシピ >
お役立ちリンク集 >
招待キャンペーン >
ヘルプ・各種手続き >
利用規約 >
プライバシーポリシー >

ホーム メディカル 日々の記録 参加する その他

② 検認概要

検認の概要・対象となる被扶養者を確認し、「回答する」をクリックします

検認 TOP画面

検認 (扶養者調査)

令和4年 検認 (被扶養者資格確認調査)

扶養認定基準を満たしているかを1年に一度調査するように、法令ならびに厚生労働省通知により指導されています。皆さまの保険料を適切に利用するために必要な確認作業となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 調査対象者：令和4年4月1日現在、18歳以上の被扶養者
※令和4年7月1日以降に認定された被扶養者は調査対象外です。
- ・ 提出期限：令和4年11月30日（水）
- ・ 提出方法：11月1日以降にご自宅にお送りする「健康保険 被扶養者資格確認」に同封されている実施案内をご覧ください。

※本案内に心当たりがないという方は健保（Email:info@kenpo.jp）まで連絡をお願いします

検認は 簡単 3つのステップ

- 1 必要事項を記入する
- 2 回答内容を確認する
- 3 回答完了!

下記、被扶養者が対象になっています。

- ・ 検認 花子

回答する

③ 回答の入力 (1/2)

職業・収入・同居/別居・共同扶養に関する情報などを入力の上、必要書類のアップロードをし、同意文にチェックを入れ、「内容を確認する」をクリックします。

※被扶養者が二人以上の場合は、被扶養者毎に同じ入力項目が縦に並んで表示されます。

検認 入力画面

PepUp ログアウト

検認 太郎
健康年齢 : - 歳
Pepポイント : 3000 pt

検認 (扶養者調査) 入力画面
検認 太郎 (被保険者)

あなたの現在の健康状態
正常です

- ホーム
- わたしの健康状態
- 医療費
- 健康記事
- 日々の記録
- ワクチン接種記録
- お薬手帳
- キャンペーン一覧
- PepUpリサーチ
- Pepポイント
- 申請書ダウンロード
- 各種申請
- 検認(扶養者調査)**
- 設定
- よくある質問

住所 〒 -

電話番号 日中連絡がつく電話番号 (ハイフン無し半角数字で入力)

検認 花子

年齢 42

職業 (複数選択可能)

- (1) パート・アルバイト
- (2) 会社員
- (3) 自営業
- (4) 年金受給者
- (5) 無職
- (6) 学生
- (7) その他

※入力項目は
管理画面での
設定によって
変わります

次ページに続きます→

④ 回答の入力 (2/2)

職業・収入・同居/別居・共同扶養に関する情報などを入力の上、必要書類のアップロードをし、同意文にチェックを入れ、「内容を確認する」をクリックします。

※被扶養者が二人以上の場合、被扶養者毎に同じ入力項目が縦に並んで表示されます。

検認 入力画面

職業などの選択に応じて、必要書類を提示します。
書類が複数ファイルある場合は+で追加しアップロードします。

年収（本年1月～12月の年間収入見込み） 万円
半角数字で入力してください

月収（会社員・パート・アルバイト、直近三カ月合計） 万円
半角数字で入力してください

同居・別居 同居
 別居（国内）

開始年月 年 月

住所 〒 -

共同扶養 有
 無

連絡欄

必要書類のアップロード
被扶養者の状況に応じて以下書類のアップロードをお願いします。

【検認 花子 さん】

職業 - (1) パート・アルバイトを確認する書類として
直近 3 か月分の給与明細

別居（国内）を確認する書類として
住民票と直近 3 か月分の送金証明書

ファイルを選択 選択されていません

[+ファイルを追加](#)

添付ファイルはjpg、jpeg、png、gif、HEIC、PDF形式をアップロードできます。

本回答内容に虚偽がないことを誓約いたします。事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取り消しを受け、資格喪失後に健康保険組合が負担した医療費および支給された給付金のすべてを返還いたします。

上記、同意文に同意する

※入力項目は管理画面での設定によって変わります

全ての内容を入力し「内容を確認する」ボタンを押下。情報に不足がある場合等は下書き保存ができません。

⑤ 回答の送信

入力内容を確認し、「回答を送信する」をクリックします。
回答を送信した旨の「回答送信」メールがユーザーに送られます。

検認 入力内容確認画面

検認 太郎 (被保険者)

住所 〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目5番5号

電話番号 0357335010

検認 花子 (被扶養者)

年齢 42

職業 (複数選択可能) (1) パート・アルバイト

年収 (本年1月~12月の年間収入見込み) 120万円

月収 (会社員・パート・アルバイト、直近三カ月合計) 30万円

同居・別居 別居 (国内)

開始年月 2022年01月

住所 〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目5番6号

共同扶養 無

連絡欄

必要書類

給与証明書

扶養控除等				給付等支給内訳			
氏名	続柄	年齢	備考	年・月	給付	実存・手当	
～	中略	～					

キャンセル 回答を送信する

回答送信メール



【タイトル】
【Pep Up】検認（扶養者調査）の回答送信

【本文】
検認（扶養者調査）の回答が送信されましたので、ご連絡いたします。

http://pepup.life/dependents_investigations

※本メールは自動配信メールのためご返信を承ることができません。回答内容についてはご加入の医療保険者（保険証の発行元）様にお問い合わせください。

⑥ 回答後

回答後は、「検認 TOP画面」にて、確認待ちの表示になります。
原則、差し戻しや扶養削除とならない限りはその後の連絡はありません。

検認 TOP画面



検認 (扶養者調査)

令和4年 検認 (被扶養者資格確認調査)

扶養認定基準を満たしているかを1年に一度調査するように、法令ならびに厚生労働省通知により指導されています。皆さまの保険料を適切に利用するために必要な確認作業となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 調査対象者：令和4年4月1日現在、18歳以上の被扶養者
※令和4年7月1日以降に認定された被扶養者は調査対象外です。
- ・ 提出期限：令和4年11月30日（水）
- ・ 提出方法：11月1日以降にご自宅にお送りする「健康保険 被扶養者資格確認」に同封されている実施案内をご覧ください。

※本案内に心当たりがないという方は健保（Email: info@kenpo.jp）まで連絡をお願いします

検認は **簡単 3つのステップ**

- 1 必要事項を記入する
- 2 回答内容を確認する
- 3 回答完了！

回答のご協力ありがとうございました。
以下の場合に後日ご連絡をいたしますので、ご確認をお願いします。

- ・ 回答内容の不備や追加書類等が必要な場合
- ・ 調査の結果、扶養認定基準から外れていると判定された場合は別途手続きが必要になります

⑦ 回答の差し戻し

回答内容や添付書類に不備があると、健康保険組合から「差し戻しメール」の送付とお知らせ通知がされます。メール内および検認 TOP画面に差し戻し理由が記載されておりますので、内容を確認し修正して再回答してください。

差し戻しメール



【タイトル】
Pep Up】検認（扶養者調査）の差し戻し

【本文】
検認（扶養者調査）が差し戻しされましたので、ご連絡いたします。

以下のコメントをご確認ください。

<差し戻し理由>
・必要書類に不足があります。●●●を追加で提出願います。

内容を確認する
http://pepup.life/dependents_investigations

※本メールは自動配信メールのためご返信を承ることができません。回答内容についてはご加入の医療保険者（保険証の発行元）様にお問い合わせください。

検認 TOP画面